

# 奨学寄附金受入れ事務取扱規程

制定 平成元. 6. 23

改正 平成15. 4. 1

(趣 旨)

第1条 岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）における奨学寄附金の受入れ及び経理に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする

「奨学寄附金」とは、奨学を目的とする寄附金及び有価証券をいう。

(奨学寄附金の範囲)

第3条 次の各号に掲げる経費に充てることを目的とする寄附金及び有価証券は、奨学寄附金として取扱う。

- (1) 本学の学生に貸与又は給与する学資
- (2) 本学の学生に貸与又は給与する図書、機械、器具、標本等の購入費
- (3) 本学の職員の学術研究に要する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本学の教育研究を目的とする経費

(奨学寄附金の受入れ制限)

第4条 前各号に掲げる経費に充てることを目的とする奨学寄附金で、次の各号に掲げる条件が付されているものは、これを受入れることができない。

- (1) 奨学寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 奨学寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用されること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。

2 次の各号に掲げるものについては、奨学寄附金として受け入れることができない。

- (1) 地方公共団体に係る寄附金
- (2) 奨学寄附金の受入れに伴い、本学の財政負担が要する寄附金（既定配分予算で、賄えるものを除く）
- (3) 土地、建物及びその附属設備を取得するための寄附金（この場合は、現物寄附の扱いとする）。
- (4) 寄附申込み後、寄附者がその意志により寄附金の全部又は一部を取り消すことができるもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学長が特に本学の教育又は学術研究上支障があると認める条件があるもの。

(奨学寄附金の受入れ)

第5条 奨学寄附金を受入れようとするときは、あらかじめ別紙様式第1号による奨学寄附金受入申請書に寄附申込書を添え、学長に申請するものとする。

(歳入納付等の手続き)

第6条 奨学寄附金受入決定通知書の交付をうけたときは、その受入の手続きを総務管理課長に請求するものとする。

(奨学寄附金の保管)

第7条 奨学寄附金を受けたときは、関係教職員に通知する。

2 奨学寄附金の保管は、総務管理課長が行う。

(奨学寄附金の受払い及び経費)

第8条 奨学寄附金の受入れ、払出し及び経理については、岐阜市会計規則に準じて取扱うものとする。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成元年6月23日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

岐阜市立女子短期大学長

様

申請者

## 寄附受入申請書

標記について、下記により奨学寄附金の受入を御承認下さるようお願いいたします。

記

1. 寄附金額 円
2. 寄附の目的及び条件  
目的 における各種研究奨励  
条件 なし
3. 寄附金の受給者
4. 備考

(様式)

## 奨学寄附金申込書

1. 寄附金額 円

2. 寄附者の住所・氏名

3. 寄附の目的及び条件

目的 における各種研究奨励

条件 なし

4. 研究担当者及び研究協力者の職・氏名

研究担当者 ,

研究協力者 ,

,

5. その他（研究計画等）

(様式2)

岐阜市女短大第 号  
平成 年 月 日

様

岐阜市立女子短期大学長

## 奨学寄附金受入承認書

平成 年 月 日付け申請のあった下記奨学寄附金の受入れについては、  
教育研上支障がないと認められるので承認いたします。

### 記

#### 1. 寄附の目的及び条件

目的 における各種研究奨励

条件 なし

#### 2. 受給者

#### 3. 奨学寄附金の額

4. 振込先 岐阜市立女子短期大学事務局総務管理課長

(岐阜市出納員)

口座番号

(様式)

平成 年 月 日

様

岐阜市立女子短期大学長

## 奨学寄附金受入決定通知書

平成 年 月 日付け申請のあった奨学寄附金の受入れについては、  
岐阜市女短大第 号で寄附申込書のとおり承認しましたので通知します。